令和2年度事業計画

目 次

法人追	重営事	業、	善意	銀行	事業	• •	•	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	1
生活福	畐祉資	金•	小口	生活	資金	貸付	事	業、	共「	司募	金	配	分金	主事	業	•	•	•	•	•	•	2
地域福	虽祉活	動•	小地	域ネ	ット	ワー	・クミ	舌動	推達	進事	業	、 ±	也坷	福	祉	推	進	事	業	•	•	3
移送り	ナービ	ス事	業、	ボラ	ンテ	イア	活動	動事	業		•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	4
ボラン	ノティ	ア養	成講	座、	健康	相談	• 6	建康	運動	動講	座	•		•	•	•	•	•	•	•	•	5
福祉総	総合セ	ンタ	一運	営管	理事	業•	•		•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	6
高齢者	皆ふれ	あい	セン	ター	朝陽	運営	管理	里事	業		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	7
権利扬	権護セ	ンタ	一事	業•			•		•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	8
地域包	包括支	援セ	ンタ	一事	業•		•		•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	9
居宅介	个護予	防事	業、	居宅	介護	支援	事	柴•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	10
やすら	うぎ東	光•	ふれ	あい	朝陽	通所	介記	獲事	業		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	11
ほっと	と久米	田通	所介	護事	業•		•		•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	12
障害福	畐祉サ	ービ	ス事	業、	一般	相談	支担	爰事	業	• 地	域	生剂	舌支	泛援	事	業	•	•	•	•	•	13
生活床	吊窮者	白 寸	支援	事業	、コ	ミュ	نا ا	ティ	ソー	ーシ	14	ルリ	フー	- カ		設	置:	事:	業	•	•	14

【法人運営事業】

法人の健全運営のため、理事会・評議員会の開催を行うとともに、各種会議の開催、調査などを行います。

- (1) 諸会議の開催
 - ①理事会・評議員会の開催 (随時)
 - ②正副会長会議 (随時)
- (2) 監事監査の開催(年1回)
- (3) 事務局体制の強化
 - ①福祉資格取得の支援
 - ②プロジェクトチームの編成(広報、職場内研修等)
- (4) 財政基盤の増強
 - ①会員会費制の増強 ②共同募金運動の強化
- (5) 調查·研究事業
 - ①先進地域活動の研究(随時)
 - ②各種アンケート調査の実施(随時)
- (6) 心配ごと相談所(専門相談の運営)
 - ①司法書士よろず相談 ②行政書士相談
- (7) 車イスの貸し出し事業
- (8) 岸和田市居住支援協議会の運営≪新規≫
 - ①住まい探し相談会の実施
 - ②居住支援セミナーの開催
 - ③市内の居住支援に関わる事業者との連携強化
 - ④大家向けのセミナーや相談会の検討

【善意銀行事業】

新たな寄付者を開拓し、幅広く寄付を受付けることで寄付文化の醸成を目指します。

- ①寄付の受付(個人、法人、団体等)
- ②事業の啓発(社協だより掲載、ホームページ掲載等)
- ③預託金品払い出しの検討
- ④生活困窮者支援においての食料支援、物品支給、立替え
- ⑤遺贈寄付受取りに向けた検討

【生活福祉資金・小口生活資金貸付事業】

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯が地域において安定した生活が送れるよう生活福祉資金貸付による支援を行うとともに、支援が必要な人への総合的な支援が行えるよう、関係機関と連携し、事業を運営します。

(1)貸付

- ①各種貸付金の貸付業務の実施。
- ②制度及び低所得者支援を啓発するためのセミナーの開催(年1回)
- ③生活困窮者自立相談支援事業との連携
- ④善意銀行事業との連携
- (2) 啓発、相談・支援
 - ①関係機関との連携による効率的な運営 (研修会の実施、情報交換の場の設置、修学資金説明会の実施、 医療機関への啓発活動、必要に応じて他機関への紹介)
 - ②失業や病気など困難を抱える人々の相談・援助活動の実施

【共同募金配分金事業】

地域や企業、学校等で赤い羽根教室を実施する等、共同募金の啓発を行うとともに、新たな募金者の開拓による募金額の増額を目指します。

- (1) 大阪府共同募金会岸和田地区事務局を担当
 - ①赤い羽根教室の開催による共同募金の周知・啓発 (小・中学校、企業、地域等での赤い羽根教室の開催)
 - ②岸和田地区募金会の運営・強化
 - ・街頭募金の強化(募金場所/回数の増設、協力店舗等への啓発)
 - ・ 法人募金の強化 (新規法人獲得への取組み)
 - ・配分金事業の周知(助成方法の改善)
 - ・募金期間延長への取組み (岸和田っ子を地域ではぐくむ居場所づくりプロジェクト)
 - 配分審査委員会の設置、運営

【地域福祉活動・小地域ネットワーク活動推進事業】

住民が主体となって行う福祉活動に対し、情報提供や研修等を通じて支援していきます。

- (1) 地区福祉委員会活動支援
 - ①各地区への情報提供・組織の整備、活動費の補助
 - ②きんきゅうカードの交付
- (2) 各種会議・研修会の開催
 - ①地区福祉委員会連絡会の開催(年2回)
 - ②地域福祉活動研修会の開催(年1回)
- (3)活動啓発
 - ①福祉掲示板の設置による福祉関係情報の提供
 - ②社協だより (年6回)・ボランティアだより (年3回) での情報発信
 - ③電子媒体(ホームページ・フェイスブック等)による活動紹介
- (4) 地域福祉活動と地域支援のあり方についての協議・情報共有
 - ①地域支援専門職ネットワーク会議の開催(事務局)
 - ②地域あんしんネットワーク会議の開催(事務局)

【地域福祉推進事業】

福祉制度外のサービスの推進、当事者組織の支援、住民へ福祉の理解を深めるための各種事業を実施します。

- (1) 在宅福祉推進事業
 - ①自助具製作事業 ②孤立をなくす家屋内リセット事業
- (2) 市民参加による地域の居場所づくり支援事業
 - ①誰もが集えるリビングづくりの推進(フォーラムの開催等含む)
 - ②岸和田っ子を地域ではぐくむ居場所づくりプロジェクト
- (3) 当事者組織支援事業
 - ①岸和田市介護者家族の会「みずの輪」の支援
 - ②その他当事者の組織化支援
- (4) 子育て支援事業
 - ①子育て応援団ネットワーク連絡会の開催(年1回)
- (5) 福祉教育推進事業(小学校24校、中学校11校)
 - ①福祉教育推進校に対する活動支援及び活動助成

- ②未来づくり学校推進事業 (活動助成)
- ③福祉教育推進校担当者会議の開催(年2回)
- ④福祉教育基礎研修会・人権教育研修会の開催(年1回)
- ⑤小・中学校に向けた赤い羽根キッズ教室の実施
- ⑥精神保健福祉分野の福祉教育プログラム実施のためのプラットフォーム「から~ず」の運営

【移送サービス事業】

福祉車両を使用し、外出時に車いすが必要な人の外出を支援します。新た に利用料の改定を行うとともに、外出支援にかかる地域の課題や制度の狭 間について検討を進めます。

- (1) 福祉車両による利用者の送迎
- (2) 事業の周知 ケアマネジャー・相談支援事業所、地域住民等へ周知
- (3) 移送ボランティア交流会の開催(年3回) 運行状況の報告・運転技術の確認、向上
- (4) 移送ボランティア研修会(ワンデイスクール等)の開催
- (5) 街角トイレ運動の実施

【ボランティア活動事業】

ボランティアコーディネート及び活動者支援、人材育成・啓発事業等を 行います。また、各種関係機関・団体と協働で災害時ボランティア活動 支援体制の整備を行います。

- (1) ボランティアセンター運営に係る各種会議の定期開催
 - ①ボランティアセンター運営委員会(年2回)
 - ②各種プロジェクトチーム会議 (随時)
- (2) ボランティアコーディネート (活動支援)
 - ①ボランティア相談受付(活動希望者・募集希望者)
 - ②既存のボランティア活動の支援・多様な主体の協働実践のコーディネート (岸和田バリアブレイクプロジェクト含む)
 - ③ボランティア連絡会の運営支援
- (3) 人材育成事業

- ①各種ボランティア講座の開催
- ②ボランティア体験プログラムの実施
- ③ボランティアスタイルプログラムの実施
- ④福祉施設・市民団体ボランティアマネジメント力向上支援
- (4) 広報·啓発事業
 - ①ボランティア情報紙の発行(年3回)
 - ②ボランティアに関する交流会の開催 (年3回)
 - ③ICT を活用した情報ツールの開発《新規》
- (5) 防災対策事業
 - ①災害時に備えたボランティアネットワークの構築
 - ②災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施
 - ③災害時市民ボランティア (特に技術系) の育成と活動支援
- (6) ボランティア保険の受付事務

【ボランティア養成講座(市受託事業)】

多くの市民が、ボランティア活動に関心を持ち活動できるよう、福祉拠点を活用した講座(点字、手話、朗読・録音図書、要約筆記、拡大写本、視覚障害者 PCサポート、自助具)を実施します。

また、講座終了後、既存のボランティア団体へつなぐ等、受講者がボランティ ア活動を継続的に行えるよう支援していきます。

【健康相談・健康運動講座(市受託事業)】

広く市民が健康な生活を送れるよう、福祉拠点を活用した健康相談、健康運動講座と身体障害者体力維持講座を実施します。

【福祉総合センター運営管理事業(指定管理者)】

高齢者、障害者を対象に社会参加の機会や場の提供、また、生きがいづくりや ふれあい交流の場となるよう、各種講座等を開講します。

- (1) 福祉総合センターの管理運営
 - ①貸室の申込受付、施設の維持管理、利用者アンケート調査の実施
 - ②高齢者・障害者の就労実習(体験)受入れ及び営繕業務での就労の 場の提供
 - ③ギャラリーコーナーの設置
 - ④飲食コーナー、ミニミーティングスペースの設置≪新規≫
 - ⑤福祉センター関係機関連絡会議の実施(年2回)≪新規≫
- (2) 各種講座の開催
 - ①福祉センター特別講座の企画(年2回)
 - ②各種教養講座の実施

料理講座、茶道講座、華道講座、書道講座、陶芸講座、民謡講座、視覚 障害者ヨガ講座、障害児ねんどあそび講座、ちぎり絵講座、趣味の園芸 講座

*令和2年度は新たに10講座以上の教室を実施します。

- ③教養講座活動発表会の実施≪新規≫
- (3) 各種大会、クラブ活動の支援
 - ①各種大会の開催 (囲碁大会、卓球大会、ゲートボール大会)
 - ②クラブ活動への支援(老健、囲碁、書道)
- (4) 啓発

教養講座活動発表会の実施やホームページ等で福祉センター事業を周知します。

(5) 自主事業の実施

高齢者のニーズや社会状況を踏まえ、自主事業を実施します。 60歳以上の人のための減量講座《新規》、

スマートフォン講座≪新規≫、

ヘルストロン・マッサージ器の設置

(6) 避難訓練(年2回)

【高齢者ふれあいセンター朝陽運営管理事業(指定管理者)】

高齢者を対象に教養講座等の開催またクラブ活動の場の提供等により、仲間づくり、生きがいづくりを支援し、社会参加を促進するとともに、地域住民との ふれあい交流の場を提供します。

- (1) 高齢者ふれあいセンター朝陽の運営管理
 - ①運営懇談会の開催(年4回)
 - ②利用者アンケートの実施(年1回)
 - ③貸室の申込・受付・施設の維持管理
 - ④相談援助を行うための福祉専門職の配置
- (2) 事業の周知、啓発 ふれあい朝陽新聞の発行(年4回)
- (3) 講座、教室の開催

高齢者健康体操講座、ふれあい教室「うた」「レクリエーション」、 誰でもできる手縫い教室、男の筋力アップ教室、フラダンス教室 はつらつストレッチ体操教室、GNPP(元気で長生きピンピン)体操教室 ふれあいセンター特別講座

- (4) クラブ活動への支援(パソコンクラブ、卓球クラブ、珠ちゃんクラブ、カラオケクラブ、マーガレットの会、健康麻雀クラブ、シニア男性料理クラブ)
- (5) 大会、行事の開催
 - ①バンパー大会
 - ②ふれあいシアター (年3回)
 - ③朝陽まつり 2020
 - ④いこい(居場所)の開催
 - ⑤1歩・2歩・散歩の会
 - ⑥介護者家族の会
- (6) 地域との連携
 - ①地区市民協議会活動、福祉委員会活動への参加
 - ②高齢者と地域住民との世代間交流
- (7) 災害時消火・避難訓練の実施(年2回)

【権利擁護センター事業】

日常生活自立支援事業、成年後見制度に関する相談支援、法人後見事業、市民後見人の活動支援を行い、岸和田市における権利擁護支援体制の推進にあたります。

また、なんらかの支援が必要な人の孤立を予防し、社会参加と自立支援を目的に、居場所づくり事業の企画、運営を行います。

- (1) 日常生活自立支援事業(市補助事業)
 - ①福祉サービスについての情報提供、助言
 - ②福祉サービス利用手続きの代行
 - ③日常的な金銭管理
 - ④通帳、印鑑等の預かり(保管)
 - ⑤事例検討会の実施
 - ⑥成年後見制度への適切な移行支援 ※契約件数見込み 330件
- (2) 成年後見制度の利用支援(市補助事業:権利擁護推進事業)
 - ①成年後見制度に関する相談支援や申立て支援
 - ②権利擁護支援検討会議の実施(月1回)
 - ③権利擁護に関する研修・セミナーの開催
- (3) 法人後見事業の運営
 - ①受任事案についての後見活動
 - ②事業運営委員会(年2回)、受任審査会の開催(随時) ※受任件数 継続15件、新規3件見込み
- (4) 市民後見人の活動支援(市受託事業)
 - ①市民後見人活動の相談支援、助言
- (5) 居場所づくり事業の運営
 - ①居場所づくり事業の企画・運営
 - ②高齢者・障害者の就労実習の企画・調整

【地域包括支援センター受託事業「都市中核圏域」「久米田圏域」】 高齢者が住み慣れた地域で、できる限り自立した生活が継続できるように、 本人及びその家族、地域住民、関係機関等を総合的に支援します。

- (1)総合相談支援事業
 - ①地域包括支援ネットワーク構築
 - 総合相談の対応、地域支援専門職会議・あんしんネットワーク会議へ出席
 - ②実態把握
 - · 避難行動要支援者登録者支援(久米田)
- (2) 権利擁護業務
 - ①高齢者虐待の防止及び対応
 - ②消費者被害防止及び対応
 - ③判断能力を欠く常況にある者への支援(成年後見制度に関する業務)
 - ④その他(大阪弁護士会との連携による法律相談の実施・年6回)
- (3)包括的・継続的ケアマネジメント支援
 - ①包括的・継続的ケアマネジメント環境整備
 - ・介護支援専門員研修会及び事例検討会の実施(随時)
 - ・新人介護支援専門員研修会の開催(年4回)
 - ・委託プランの確認及び助言
 - ②個々の介護支援専門員への後方支援
 - 介護支援専門員からの相談受付・対応・助言
- (4)介護予防·日常生活支援総合事業
 - ・短期集中予防サービス事業の推進、協力
 - ・いきいき、かみかみ百歳体操の普及と活動支援
 - ・ふれっしゅらいふ教室の実施(年1回)
- (5) 在宅医療・介護連携推進事業
 - ①岸和田市在宅医療介護連携拠点会議への参画(月1回)
 - ②多職種連携研修・住民啓発セミナー・医療出前講座の開催
 - ③アットホームきしわだの情報更新(年1回)
 - ④暮らしの安心プロジェクトによる医療機関連携
- (6) 生活支援体制整備業務
 - ①生活支援コーディネーターの配置(都市中核への配置)
 - ②岸和田市生活支援サービス従事者研修(ハキハキュロロ歳桝ฐネスて豚の養成)へ協力

- ③いきいき百歳体操の実施地域の開拓
- ④地域に不足するサービスの創出
- (7) 認知症総合支援事業
 - ①認知症初期集中支援チームとの連携(必要時)
 - ②認知症支援ネットワーク会議への参画(年4回)
 - ③認知症サポーター養成講座の企画、開催
 - ④認知症による徘徊する高齢者への支援
 - ⑤認知症等なんらかの課題を抱えた人や家族の集い(久米田)≪新規≫
- (8) 地域ケア会議等の実施
 - ①個別地域ケア会議・地域ケア推進会議の実施(随時)
 - ②自立支援型地域ケア会議への参画(月2回)

【居宅介護予防支援事業】

高齢者が住み慣れた地域で、できる限り自立した生活が継続できるよう、自立 支援を目的とした介護予防計画を作成すると共に、福祉サービス事業者との連 携や地域の社会資源を活用し合的な介護予防を推進します。

- (1)介護予防プランの作成都市中核…月 140 件、久米田…月 90 件
- (2) 居宅介護支援事業所への委託プラン管理 都市中核…月300件、久米田…月230件
- (3) 介護保険報酬請求事務

【居宅介護支援事業 (ケアプラン岸和田市社協)】

介護(予防)を必要とする市内の高齢者等が、居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービスまたは福祉サービスを適切に利用できるように、社会福祉協議会の特性を活かし、地域との連携を図ったケアプラン作成に取り組みます。

- (1) ケアプラン岸和田市社協の運営
 - ①居宅介護支援事業(介護計画作成、給付管理及び相談援助)
 - ②ケアプラン自主点検、事例検討会議等の開催(月4回)
 - ③介護支援専門員専門研修等への参加
 - ④特定事業所加算の取得

- ⑤大阪府介護支援専門員実務研修における実習受入れ
- (2) 目標
 - ①介護支援専門員5名(常勤5名)体制による公平中立な立場で、自立支援につながる適切な介護計画の作成
 - ②1年通じて月平均160件の介護計画作成

【やすらぎ東光通所介護事業】

要介護・要支援状態となった場合においても、利用者様が可能な限り在宅で、 自立した日常生活を送ることができるよう、必要な日常生活上の介護及び心 身機能の維持回復並びに家族の心身の負担軽減を図ります。

- (1) やすらぎ東光デイサービスセンターの運営(保健センター内)
 - ①週5日開所、サービス時間5~6時間型、利用定員35名

(目標稼働率:1ヶ月あたり75%、1日平均利用者数26名)

- ②介護予防・日常生活支援総合事業の実施(利用定員 10 名)
- ③岸和田市介護保険事業者連絡会への参画
- ④行事、レクリエーション、製作等プログラムの実施
- ⑤広報による啓発

やすらぎ東光だよりの発行(毎月発行)、SNSの活用(検討)

- ⑥ボランティア、実習生、中間就労等の受け入れ
- (7) 通所介護計画書、利用状況報告書の作成
- ⑧デイサービス事業の運営方針の検討

【ふれあい朝陽通所介護事業】

要介護状態となった場合においても、利用者様が可能な限り在宅で、自立した 日常生活を送ることができるよう、必要な日常生活上の介護及び心身機能の維 持回復並びに家族の心身の負担軽減を図ります。

- (1) ふれあい朝陽デイサービスセンターの運営
 - ①週5日開所、サービス時間5~6時間型、利用定員18名

{目標稼働率:1ヶ月あたり75%(平均14名)}

- ②介護予防·日常生活総合支援事業、利用定員2名
- {目標稼働率:1ヶ月あたり75%(平均1.5名)}
- ③レクリエーション及び機能訓練等の充実

- ④季節ごとの行事等の実施開催
- ⑤研修等によるスタッフの質の向上(認知症、介護技術、接遇等)
- ⑥ボランティア、実習生及び職場体験、中間就労等の受入れ(随時)
- (2) 運営目標
 - ①機能訓練内容の強化による要介護高齢者等の自立生活の向上
 - ②各利用者のニーズに寄り添った細かなサービスの提供及び強化
 - ③市内居宅介護支援事業所への営業強化
 - ④地域住民の方との交流、連携の強化

【ほっと久米田通所介護事業】

利用者様が可能な限り在宅で、自立した日常生活を送ることができるよう、運動機器を活用し、心身機能の維持回復を図ります。

また、人と人のつながりを通じて利用者様や通いの場が継続的に拡大してい くような地域づくりを推進します。

- (1) デイサービスセンターほっと久米田の運営(週5日、午前午後)
 - ①地域密着型通所介護 利用定員 10 名の実施

(目標稼働率:1ヶ月あたり75%、1単位平均利用者数7.5名)

- ②介護予防・日常生活支援総合事業の実施 利用定員 10 名 (目標稼働率:1ヶ月あたり75%、1単位平均利用者数7.5名)
- ③体力測定、(3か月毎)、口腔・栄養テスト(3か月毎)、健康な体づくり講座(2か月毎)の実施
- (2) 社協運営としての役割・地域づくりに向けての取り組み 岸和田市介護保険事業者連絡会への参画(毎月)、地域運営推進会議の開催(年2回)、避難訓練の実施(年2回)、ボランティア・就労訓練の受け 入れ(随時)、地域住民健康講座の開催(年2回)

【障害福祉サービス事業】

障害のある人が在宅生活を継続する事が出来るよう、社会参加の機会の確保及 び地域社会における共生が可能となるよう、サービス提供・支援を行います。

- (1) 障害者支援センター岸和田市社協の運営
 - ①障害者総合支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 移動支援サービスの提供
 - ②訪問介護員等への資格取得支援
 - ③サービス提供責任者 2 名配置を必要とする利用者の確保 (利用者数 80 名以上目標)

【一般相談支援事業·地域生活支援事業(委託相談支援事業)】

障害のある人の福祉に関する様々な課題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助を行います。

- (1) 一般相談支援事業
 - ①基本相談
 - ②地域移行支援
 - ③地域定着支援
- (2) 地域相談支援事業
 - ①相談支援(福祉サービスの利用支援・年金申請・住宅確保・医療機関、 ハローワーク等への同行)、社会保険労務士による障害年金相談の実施
 - ②権利擁護支援(成年後見制度の利用手続き支援など)
- (3)地域生活サポート社協の運営
 - ①障害者総合支援法に基づく自立生活援助サービスの提供
 - ②管理者、サービス管理責任者、地域生活支援員を配置し、適切な支援体制を確保
 - ※契約件数 継続3件、新規2件見込み
- (4)特定相談支援事業の検討≪新規≫ サービス等利用計画相談及び作成支援、課題の解決や適切なサービ ス利用に向けて、ケアマネジメントやモニタリングの実施。相談 支援専門員の配置、および、適切な支援体制について検討。

【生活困窮者自立支援事業(市受託事業)】

自立相談支援事業・学習支援事業・居住支援関係・家計改善支援事業 生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に 応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに地域における自 立・就労支援等の体制づくりに取組みます。

- (1) 自立相談支援事業
 - ①自立相談支援事業の実施
 - ②市内における就労支援システムの構築
 - ③就労訓練・就労準備対象者の受け入れ
 - ④弁護士専門相談の実施
 - ⑤ひきこもり支援体制構築に向けた検討≪新規≫
- (2) 学習支援事業
 - ①岸和田市学習支援事業(養育支援)の実施(2ヶ所)
 - ②生活福祉資金(教育支援資金)との連携による進学の支援
- (3)居住支援関係
 - ①住居喪失者に一時的な生活の場の提供(一時生活支援事業等)
 - ②住居確保要配慮者への不動産店等と連携した居住支援の実施
 - ③入居前、転居後における見守り支援・相談支援体制の強化
 - ④弁護士等専門職との連携
 - ⑤無料定額宿泊所等の支援付き住居開設に向けた検討
- (4) 家計改善支援事業
 - ①フィナンシャルプランナーとの連携(セミナーの開催)
 - ②対象者に定期的な家計のアドバイス
 - ③市役所等への同行支援による、保険料等滞納解消に向けて支援

【コミュニティソーシャルワーカー設置事業】

制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決に取り組みます。

- (1) いきいきネット相談支援センターふれあい朝陽の運営
 - ①福祉まるごと相談ひろばの実施
 - ②CSW連絡協議会への参加
 - ③地域での戸別訪問、相談支援の実施
 - ④地域住民活動との協働・支援

⑤要援護者等に対する見守り・発見、相談から適切なサービスへの「つなぎ」が機能する体制づくり